

防 犯 指 導 員 業 務 要 綱

(目的)

第1条 防犯指導員は、犯罪の未然防止や、市民の防犯意識の向上、及び、地域の防犯力の向上を図るため、各家庭や町会・自治会への防犯指導及び犯罪多発地域のパトロールなどの業務を行い、安全で安心なまちづくりの実現に取り組む。

(活動依頼)

第2条 市長は、概ね以下の要件を満たす者の中から、業務の遂行に適切と判断される者を防犯指導員として依頼する。

- (1) 警視庁警察官を定年退職した者。
 - (2) 現在、シルバーポリス等、ボランティアで防犯活動を行っている者。
 - (3) 自家用自動車等を所有しており、その運転免許証を所持している者。
- 2 市長の依頼に対して承諾書を提出した者を防犯指導員とする。
- 3 防犯指導員の活動期間は、防犯指導員となることを承諾した日から当該年度末日までとする。
- 4 市長は、防犯指導員が以下のいずれかに該当する場合、解職することができる。
- (1) 防犯指導員としてふさわしくない行為があった場合。
 - (2) 業務遂行に支障があり、または堪えられないと認められる場合。
 - (3) その他、防犯指導員として不適合と認められる場合。

(業務内容)

第3条 防犯指導員は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 町会・自治会及び各家庭への防犯指導。
 - (2) 防犯講習会における講師。
 - (3) 犯罪多発地域におけるパトロール。
 - (4) 連絡会への出席による情報収集及び意見交換。
 - (5) そのほか地域の防犯力向上のための安全対策業務。
- 2 防犯指導員は、従事した業務の内容を、業務日報に記載し、毎月防犯課長に提出するものとする。ただし、連絡会への出席については、防犯課での出欠の確認によりこれにかえるものとする。

(業務従事場所)

第4条 業務従事場所は、市役所本庁舎、市内各所の町会・自治会、及び、防犯指導を希望する一般家庭などあらかじめ防犯課長が指定した場所とする。

(業務従事日)

第5条 業務従事日は、原則として土・日・祝日を除く月曜日から金曜日とする。ただし、業務の内容により、これによりがたい場合は、防犯課長があらかじめ指定したうえで、これを変更できるものとする。

(業務従事時間)

第6条 業務従事時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間の適当な時間とし、概ね1日あたり2時間30分とする。ただし、勤務の状況により、これによりがた

い場合は、防犯課長があらかじめ指定したうえで、これを変更できるものとする。

2 業務従事したときは、業務従事簿に押印するものとする。

3 防犯指導員は、業務従事簿を毎月防犯課長に提出するものとする。

(事故等の際の補償)

第7条 防犯指導員の活動中に事故等が発生した場合は、市長が別に定めるところにより加入した傷害保険の範囲内でこれを補償する。

(秘密の保持)

第8条 防犯指導員は、その業務において知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

(謝礼及び支払方法)

第9条 市長は、防犯指導員の業務に対して謝礼を支払うものとする。謝礼は1回につき日額2,000円とする。なお、業務従事簿を確認のうえ翌月支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。